

家庭学習用 I C T 環境整備補助金（通信費補助） 必要書類及び申請について



北区では、自宅でオンライン教材を視聴する環境が整っていないご家庭を対象として、令和2年度に限り通信費の補助をします。（上限額あり）

1. 補助対象者（すべての条件を満たす必要があります。）

- ・ 北区立小中学校に在籍する児童生徒がいる保護者であること。
- ・ ご家庭に令和2年3月末までに月当たり10GB以上の通信可能な回線がないこと。
- ・ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、次のいずれかの契約をしたこと。
 - ① 月当たり10GB以上の通信可能な回線を新規契約
 - ② 現在所持している回線を月当たり10GB以上へ変更契約
- ・ 北区から、学習用端末（インターネット回線契約付）の貸与を受けていないこと。

<このような場合は対象となりません>

- ・ 家庭に月当たり10GB以上通信できる回線をすでに1回線以上所有している。
（スマートフォン含む）
- ・ 現在、月々のデータ使用量に応じて段階的に基本料が決まっていくプランを契約している。ただし、最高契約GB数が10GB未満の場合で、月当たり10GB以上のプランに契約変更する場合は対象とする。
- ・ 月々のデータ使用量に応じて段階的に基本料が決まっていくプランを契約したとき。ただし、最低契約GB数が10GB以上の場合を対象とする。
（例：その月のデータ使用量が3GBであれば、3GBの基本料金になり、10GB以上使用した月のみ10GB以上の基本料金になるプラン。）
- ・ 月当たりの契約GB数は10GB未満であるが、追加料金でGB数を追加し、月当たりの使用量が10GB以上となったとき。

2. 補助対象期間・上限額

令和2年6月から令和3年3月までの月額基本料金（税込）（月当たり上限2,000円）

3. 事前相談

「家庭学習用 I C T 環境整備補助金交付申請書（事前相談用）」及び交付申請書添付書類に必要事項を記入し、次の書類を添えて申請窓口へ持参もしくは郵送してください。提出書類は返却しませんので、郵送の場合は必ずコピーを送付してください。

- ① 月当たり10GB以上の通信可能な回線を契約した時に回線業者から発行された新規もしくは変更契約書（コピー可）
- ② ①の書類で名義人氏名が入っていない場合（回線番号のみ入っている場合）、その回線番号の名義人がわかる書類（コピー可）

※ ①、②の書類で、10GB以上の通信可能な回線を契約（変更）したことの確認が取れない場合、別書類の提出をお願いすることがあります。

4. 事前相談受付期間

令和2年6月1日から令和3年3月1日まで

5. 補助金申請

事前相談受付後、「家庭学習用ICT環境整備補助金交付申請書」及び交付申請書添付書類をお渡しもしくは郵送します。基本料金支払完了後、申請書に記入、押印（シャチハタ不可）のうえ、次の書類を添えて申請窓口へ持参もしくは郵送してください。添付書類は返却しませんので、郵送の場合は必ずコピーを送付してください。

※ 回線業社から発行される添付書類について、回線業者の契約者専用ページから印刷できない等でPDFや画像で提出希望の場合は、問い合わせ先までご連絡ください。提出用メールアドレスをお知らせします。

① 月々の利用料金内訳明細書（申請月数分）（コピー可）

回線業者から発行を受けるか、回線業者の契約者専用ページから印刷してください。（回線業者によって、過去3ヶ月分程度しか掲載しない場合がありますので、早めに確認するようにしてください。）

明細書に名義人氏名、基本料のプラン名及び金額が入っているか確認してください。名義人氏名が入っていない場合（回線番号のみ入っている場合）、その回線番号の名義人がわかる書類（コピー可）も合わせて提出してください。事前相談時に提出している書類でわかる場合は不要です。

②-1 回線業者へ月々の料金を口座振替で支払いしている場合

次のいずれかの書類を提出してください。

- ・ 通帳のコピー（表紙及び回線業者からの月々の振替額がわかる部分 差引残額及び回線業者からの振替以外の部分は黒塗可）
- ・ 回線業者が発行する領収情報（契約者専用ページから印刷できる場合あり）
- ・ 回線業者が発行する支払証明書（有料の場合あり）

②-2 回線業者へ月々の料金をクレジットカードで支払いしている場合

次のいずれかの書類を提出してください。

- ・ クレジットカード会社が発行する利用明細書もしくはWEB明細書（申請月数分）（コピー可）
（回線業者からの請求がわかる部分以外の利用明細等は黒塗可。名義人名は黒塗不可。）
- ・ 回線業者が発行する支払証明書（有料の場合あり）

②-3 回線業者へ月々の料金を口座振替、クレジットカード以外の方法で支払の場合

必要書類について問い合わせ先までご相談ください。

③ 申請者名と回線名義人名が異なり、かつ名字が異なる場合

同じ世帯であることがわかる書類（住民票等）

※ 回線名義人が保護者である場合、できるだけ回線名義人が申請者となるように申請書を記入してください。

※ ①②の書類で月々の補助額を決定できない場合、別書類の提出をお願いすることがあります。

6. 補助金交付申請受付期間

令和2年8月3日から令和3年9月30日まで

7. 補助金交付申請後の流れ

補助金交付申請受付後、2ヶ月以内に交付決定通知書及び請求書をお送りします。請求書に必要事項を記入及び押印のうえ、申請窓口へ持参もしくは郵送してください。請求書提出後、30日以内にご指定の申請者名義人の口座へお振込みします。

交付決定をしないものとなった場合には不交付決定通知書を送付します。

交付決定後、決定内容に変更があった場合は、変更届の提出が必要になります。また、交付決定後であっても、その後補助条件に該当しないことが判明した場合及び指定期日までに請求書の提出がなかった場合は、交付決定を取り消すことがあります。

8. 注意事項

- ・ この補助金は、1世帯保護者1名まで申請ができます。対象となる児童生徒が2名以上いる世帯であっても、申請できるのは保護者1名です。
- ・ 月ごとに補助額を決定するため、契約（変更）月が令和2年7月以降であっても対象となります。また、契約終了日が令和3年2月以前であっても対象となります。
- ・ 年度途中で北区立小中学校に転校した場合は、転校月以降について補助の対象となります。また、年度途中で北区立小中学校から私立学校、他自治体の学校へ転校した場合は、転校月までが補助の対象となります。
- ・ この補助金は、令和3年3月の基本料金支払終了後に申請することが原則となります。年度途中で月当たり10GB以上の回線契約を解除する場合、年度途中で北区立小中学校から私立学校、他自治体の学校へ転校した場合、分割支払を希望する場合は、補助を受ける契約月までの基本料金支払が終わった時点で申請ができます。ただし、分割支払の場合、申請ごとに申請書及び請求書を記入いただく必要があります。
- ・ 月々の利用料金内訳明細書等、回線業者の契約者専用ページから印刷できる書類が多くありますのでご活用ください。ただし、直近3ヶ月分しか確認できない場合もありますので、早めに書類を印刷しておくようにしてください。
- ・ お預かりした書類は、当補助金の決定、支払の目的でのみ使用することとし、保存年限経過後すみやかに廃棄させていただきます。
- ・ 書類提出後、下記の期間を経過しても北区から連絡がない場合には、お手数ですが下記問い合わせ先までお問合せください。

事前相談：書類提出後1ヶ月以上経過した場合

交付申請：書類提出後2ヶ月以上経過した場合

請求書：書類提出後1ヶ月以上お振込みがない場合（書類は送付していません）

問い合わせ・申請書提出先

〒114-8546

北区滝野川2-52-10

滝野川分庁舎2階11番

北区教育政策課

電話 3908-9279